

にかほ市狂犬病予防注射 2 次巡回日程

飼い犬には、年に一度の狂犬病予防注射が必要です。必ず受けさせましょう。市に登録している犬で4月の注射を受けていない飼い主の方には、集合注射受診ハガキを送付します。予防注射を受ける際には、ハガキと料金（1頭3,500円）を持参してください。つり銭のないよう協力をお願いします。

今年度の集合注射は今回で最後となります。注射を受けさせられない方は、動物病院で受けさせていただきます。（動物病院では料金が異なります）

※近くの会場で受けられない場合は、他地域の会場で受けることもできます。

※登録していない飼い犬は、登録手続後の注射になります。（登録手数料は1頭3,000円）

※自宅往診は行いません。



薬剤散布のお知らせ

令和6年度松くい虫防除対策事業として、地上散布と無人航空機による薬剤散布を行います。区域によっては住宅や畑地付近の散布になりますが、風のある時は散布をしない等、極力飛散させないように注意を払います。散布する薬剤は、人体や環境への影響はほとんどありませんのでご理解とご協力をお願いします。

散布方法	散布予定日	散布回数	使用薬剤
①地上散布	6 / 12 (水)～ 6 / 20 (木)	1 回	マツグリーン液剤 2 またはエコワン3フロアブル
②無人航空機散布	6 / 13 (木)～ 6 / 20 (木)	1 回	マツグリーン液剤 2 またはエコワン3フロアブル

※使用する薬剤はいずれも有機リン系ではありません。散布予定日は天候等により変更する場合があります。

①地上散布（散布区域）

- ▶**にかほ市** ・仁賀保高校周辺・象潟町字荒屋下地内・象潟町字上狐森地内・象潟町字鳥の海、象潟町関字鳥屋森地内・洗釜ぐみの木会館墓地周辺・象潟町大須郷字大道下国道付近
- ▶**秋 田 県** ・金浦字赤石、下谷地、象潟町字中谷地、立石地内・象潟町字入湖ノ澗地内・象潟町字上狐森地内、象潟町関字建石地内・象潟町関字西大坂、象潟町西中ノ沢字干場地内、象潟町大砂川字下橋、釜道地内・象潟町小砂川字クツカケ地内(三崎公園周辺)
- ▶**東日本旅客鉄道(株)** ・象潟町字立石地内

②無人航空機散布（散布区域）

- ▶**にかほ市** ・青松苑周辺・観音潟周辺・九十九島

にかほ市会計年度任用職員募集

▶**応募期限** **6月11日**(火)・17:00
※勤務形態等の詳細は、担当課へ直接問い合わせください。

▶**応募方法** 指定用紙により応募
※総務課人事秘書班、金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班に備え付けおよび右記の市HPよりダウンロードできます。

No.	職種	勤務地（担当課）	人数	報酬	雇用期間	勤務形態	保険	応募条件
①	看護師または准看護師	小出診療所 (小出診療所☎36-2124)	若干名	1,133円～ (時間)	7月 1日 ～ 3月31日	週5日程度 8:30～17:15ほか	社保 雇保	看護師または准看護師の免許を有する方
②	事務補助・看護補助	小出診療所 (小出診療所☎36-2124)	1人	1,001円～ (時間)	7月 1日 ～ 3月31日	週5日程度 8:30～17:15ほか	社保 雇保	パソコン操作（ワード・エクセル）のできる方
③	プール監視員 (施設管理含む)	仁賀保プール (スポーツ振興課☎33-8855)	4人	1,001円 (時間)	7月21日 ～ 8月17日	週5、6日程度 9:00～16:30ほか	なし	普通救命講習修了証を有する方



☎ 生活環境課 ☎ 32 - 3033

◆象潟地域

実施月日	時 間	場 所
6 / 16 (日)	9:00 ～ 9:20	上郷生活改善センター前
	9:40 ～ 10:00	都市農村交流センター前
	10:20 ～ 11:00	象潟構造改善センター前

◆金浦地域

実施月日	時 間	場 所
6 / 16 (日)	9:00 ～ 9:30	金浦庁舎自転車置き場前

◆仁賀保地域

実施月日	時 間	場 所
6 / 16 (日)	9:45 ～ 10:10	仁賀保中学校前
	10:20 ～ 11:00	仁賀保庁舎裏側駐車場

児童手当

児童手当を受給中の方へ

◆児童手当現況届について

- にかほ市では、令和4年から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要としています。※ただし次の①から⑥に該当する方は、引き続き現況届の提出が必要です。該当となる方には5月下旬に通知しています。
- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地がにかほ市と異なる方
- ②児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居している方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤単身赴任等で児童と別居している方
- ⑥その他、にかほ市から提出の案内があった方

児童手当について

◆児童手当の目的

父母やその他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

◆受給資格者

日本国内に住所を有し、支給対象となる児童を養育している方（生計の中心となる方）
※離婚協議中で両親が別居している場合（住民票も別）は、児童と同居の方へ優先的に支給されます。未成年後見人や父母指定者、施設の設置者なども受給資格者となります。

◆支給対象となる児童

国内に住所を有する中学校修了前までの児童（満15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）

◆支給額

所得額・収入額目安表		(単位：万円)			
扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額		
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安	
0人	622	833.3	858	1,071	
1人	660	875.6	896	1,124	
2人	698	917.8	934	1,162	
3人	736	960.0	972	1,200	
4人	774	1,002.0	1,010	1,238	
5人	812	1,040.0	1,048	1,276	



☎ こども家庭センター 子育て支援班 ☎ 32 - 3040

▶児童手当（所得額・収入額目安表の①所得制限限度額未満の方）

- ①0～3歳未満……月額15,000円
- ②3歳以上～小学校修了前
（第1・2子）…月額10,000円
（第3子以降）…月額15,000円
- ③中学生……………月額10,000円
※第3子の数え方…満18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

▶特例給付（所得額・収入額目安表の①所得制限限度額以上、②所得上限限度額未満の方）

支給対象児童一人当たり月額5,000円
※表の②所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

◆お子さまが生まれたら・転入したら

出生のときは、出生日の翌日から15日以内に申請してください。出生日、転出予定日の翌月分から受給することができます。

▶申請に必要なもの

- ※すべての手続きで押印が不要となります。
- ・児童手当認定請求書
 - ・受給資格者名義の振込口座番号
 - ・受給資格者および配偶者のマイナンバーがわかるもの

▶受給資格者が単身赴任等で児童と別居している場合

- ・別居している児童に関する別居監護申立書

▶児童が受給資格者自身の子でない場合

- ・養育についての申立書

▶離婚協議中で父母が別居している場合に、児童と同居している方が申請する場合

- ・児童手当の受給資格にかかる申立書
- ・協議離婚申し入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼び出し状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書など

▶提出先

こども家庭センター、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班
※公務員の方は勤務先で手続きしてください。

－令和6年度児童手当支払日－

- ・ **6月7日**(金)…（2～5月分）
 - ・ **10月7日**(月)…（6～9月分）
- ※令和6年10月1日から児童手当の制度が一部改正となるため、10月分以降の児童手当に関する詳細は、広報等であらためてお知らせします。